

三八

勅授

軍需技監 木林 秀 叙位ノ件

宗秩寮總裁

宮内事務官

立案 昭和十八年十一月十日  
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

昭和十八年十一月十九日裁可十一月三十日達  
臺帳記入十一月十九日官報報告済

354

裏面白紙



軍需技監森秀敏位ノ件  
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十八年十一月十九日

内閣總理大臣東條英機



内

閣

めくれず

裏面白紙

人需位第四號

起案 昭和十八年十一月十八日

裁可	昭和十八年七月廿九日
施行	昭和 年 月 日
決定	昭和 年 月 日

内閣總理大臣



内閣書記官長

内閣書記官

内閣書記官

軍需技監 森 秀 叙位ノ件

叙位後退官

本件ハ叙位後退官ノ者ニ付特ニ十一月二十日付ヲ以テ叙位發令方取計ハレ度 内閣

内閣

身位 四

敘正四位

昭和十三年十一月一日

五年以上

昭和十四年十月四日  
陞敘高等官一等

軍需技監從四位

森

秀

右文武官敘位進階内則第二條ニ依リ謹テ奏ス

昭和十八年十一月十八日

軍需大臣 東條英機



商工省

軍需奏第一九号

昭和十八年七月十八日

軍需大臣官房秘書課長



内閣官房人事課長殿

軍需技監森 秀教位ノ件上奏相成候處本件  
ハ同人依願免本官ノ前日附ヲ以テ御裁令相成候  
様御取計相煩交々候又御依頼信也

商工省

軍需奏第一九号

軍需技監 森

秀 紋位、件

別紙上奏書進達ス

昭和十八年十一月十八日

軍需大臣 東條英機



内閣總理大臣 東條英機 殿

商 工 省

丙發第三八三號

一軍需技監從四位木林秀

右十一月二十日付ヲ以テ敍位相成候ニ付位記及回  
送候條傳達方御取計有之度候也

昭和十八年十一月二十四日

宗秩寮總裁子爵武者小路公共

軍需大臣

宮内省

裏面白紙